予防接種に係る健康被害に対する給付額の比較

	臨時接種及びＡ類疾病の定期接種	Ｂ類疾病の定期接種	(参考)医薬品副作用被害救済制度 生物由来製品感染等被害救済制度
救済の性質	予防接種は感染症のまん延を予防するため公衆衛生の見地から行い、臨時接種及びＡ類疾病は国民に努力義務を課している。接種率確保のためにも十分な救済措置が必要であり、救済の考え方としては国家補償的精神に基づき社会的公正を図るもの（財源は国及び自治体）		製薬企業の社会的責任に基づき救済を行うことを基本とする（財源は企業拠出金）
医療費	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分（入院相当に限定しない）	Ａ類疾病の額に準ずる （入院相当）	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分（入院相当）
医療手当	通院３日未満　（月額）　39,100円 通院３日以上　（月額）　41,100円 入院８日未満　（月額）　39,100円 入院８日以上　（月額）　41,100円 同一月入通院　（月額）　41,100円	Ａ類疾病の額に準ずる	通院3日未満　（月額）　39,100円 通院3日以上　（月額）　41,100円 入院8日未満　（月額）　39,100円 入院8日以上　（月額）　41,100円 同一月入通院　（月額）41,100円 （通院は入院相当に限定）
障害児養育年金	1級　（年額）　1,768,800円 2級　（年額）　1,414,800円		1級　（年額）　982,800円 2級　（年額）　786,000円
障害年金	1級　（年額）　5,656,800円 2級　（年額）　4,525,200円 3級　（年額）　3,393,600円	1級　（年額）　3,142,800円 2級　（年額）　2,514,000円	1級　（年額）　3,142,800円 2級　（年額）　2,514,000円
死亡した場合の補償	死亡一時金　49,500,000円	・生計維持者でない場合 遺族一時金 8,244,000円 ・生計維持者である場合 遺族年金（年額）2,748,000円 （10年を限度）	・生計維持者でない場合 遺族一時金 8,244,000円 ・生計維持者である場合 遺族年金（年額）2,748,000円 （10年を限度）
葬祭料	222,000円	Ａ類疾病の額に準ずる	222,000円
介護加算	1級　（年額）　909,600円 2級　（年額）　606,400円		

（注１）単価は2026年4月現在
（注２）具体的な給付額については、政令で規定
（注３）Ｂ類疾病の定期接種に係る救済額については、医薬品副作用被害救済制度の給付額を参酌して定めることとされている
（注４）介護加算は、施設入所又は入院していない場合に、障害児養育年金又は障害年金に加算するもの